

寒川町家庭的保育事業等指導監査方針及び指導監査重要事項について

1 指導監査実施方針

児童の安全と適正な施設の運営を担保するため、児童福祉法、子ども・子育て支援法をはじめとする関係法令及び町条例や要綱等に基づき、次の重点事項を中心に指導監査を実施します。

(1) 一般指導監査

ア 定期指導監査

寒川町家庭的保育事業等指導監査実施要綱第4条第2項第2号の年間指導監査実施計画に基づき、原則として年1回実地において監査を実施します。

イ 随時指導監査

定期的な一般指導監査以外に、調査・確認などが必要と認められる場合には、随時に実地において監査を実施します。

(2) 特別指導監査

正当な理由がなく一般指導監査を拒否した場合、一般指導監査によっても指摘事項の改善が認められない状況が継続した場合、事業運営等に重大な問題がある場合等に、随時実地において監査を実施します。

※(1)一般指導監査及び(2)特別指導監査において、保育の知識を持つ者を臨時職員として雇用し、監査にあたるができることとします。

2 指導監査重点事項

利用者の人権を侵害する事件や事故等を未然に防止するための仕組み、施設運営に関する公正性、透明性の確保等を重点事項として指導監査で確認します。

(1) 適正な施設運営の確保

ア 子どもの生命を守り、安全を確保するために、事故防止対策（事故対応を含む。）に関してマニュアル等が整備されているか。職員に周知されているか。また、事故及びヒヤリハットの発生経過等原因究明を十分行い、適切な記録とともに、職員の協力体制のもと事故の再発防止対策が講じられているか。

イ 非常災害に必要な設備を設け、具体的な計画を立てるとともに、不断の注意と訓練をするよう努めているか。

ウ 常に保護者と密接な連絡をとり、保育内容等について理解及び協力を得るよう努めているか。

エ 職員等の給与は、正規の手続を経た就業規則や給与規程に基づき、勤務実態に即して支給されているか。

- オ 新制度に基づいた運営規程の作成、重要事項の説明などを行っているか。
- カ 職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を適切に整備しているか。

(2) 適切な教育・保育の提供と支援の確保

- ア 乳幼児突然死症候群（SIDS）等の事故防止について、全ての睡眠時間帯で年齢に即した適切な時間間隔で一人ひとりの呼吸確認を行っているか。
- イ 全ての職員による適切な役割分担と協力体制が整えられているか。担当職員が替わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意しつつ、教育・保育の継続性が保てるよう十分な引継ぎがなされているか。
- ウ 指導計画等が適切に作成され、計画に基づいた教育・保育の提供や支援が実施されているか。
- エ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、施設の設備や環境を整え、保健的環境を維持しているか。また、感染症等が発生又はまん延しないよう予防対策を講じるなど衛生管理に努めているか。
- オ 園外活動時の事故防止のため、引率職員の役割分担や危険箇所の事前確認ができしており、子どもの状態等に応じて職員間の連携が図られているか。
- カ 給食の献立は、変化に富み、子どもの健全な発育に必要な給与栄養量が確保され、かつ身体的状況及び嗜好が考慮されているか。
- キ 食物アレルギーのある子どもに対してマニュアルに沿った適切な対応が図られており、全ての職員にその対応策が徹底されているか。

(3) 適正な会計処理の実施

- ア 法人立の事業所にあつては、契約を結ぶにあたり、契約締結の必要性を稟議書等により明確にし、請書、契約書等の関係書類を適正に作成し、保管しているか。
- イ 法人立の事業所にあつては、不正経理防止のため、内部牽制体制が確立されているか。
- ウ その他、会計処理について不適切な処理が行われていないか。